

2026年度売買手数料単価の見直しに係る意見募集の結果（ご意見一覧）

No	スライド番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	3	意見	必要費用のさらなる低減に取り組み、27年度以降は0.01円～0.02円/ΔKWへと低減頂きたいと考えております。 また、必要費用のさらなる低減に向けた取り組みの進捗状況や結果等についても、市場参加者への公開を頂ければと考えております。 よろしく願いたします。			「2026年度売買手数料単価の見直しおよび諸元」に記載のとおり、市場運営費用の大宗はシステム関連費用が占めております。2026年度の費用増については、一次～三次①前日化・30分化等に伴う改修（減価償却相当）に係る費用増等であり、引き続き事務経費等のコストダウンに努めてまいります。今後数年間は大幅な低減は難しい点、ご理解いただけますと幸いです。 なお、需給調整市場ガイドライン上、競争的な市場において合理的な行動となるΔkW価格の考え方には、売買手数料を織込む（加算する）ことが合理的であると明記されており、この点は売り応札において、いずれの事業者さまも同様の条件と存じますので、収益面で直接マイナスの影響が出るものではないものと認識しております。 費用の見直しにつきましては、手数料単価を見直す際、今回と同様早期の見通しの公表を心がけるとともに、さらに取引参加者さま等の予見可能性向上につながるお伝えの仕方が無いか、引き続き検討を進めて参りたいと存じます。
2	7	意見	改定後の売買手数料は「取引開始日の前日までに公開するとされているが、期中の改定は事業者の予見性がないことから、事業者の入札価格への反映対応を考慮し、上限価格の更新時と同様に「適用開始日の2週間前」までに公開いただきたい。	改定後の売買手数料は、当該改定後の売買手数料を適用する実需給日に係る取引開始日の2週間前までに公開する。		いただきましたご意見のとおり、売買手数料は事業者をはじめとする関係者の予見性を考慮して、公開することが重要と認識してございます。今回新規追加する第66条2項但し書きのみならず、既存の第66条2項本文も「取引開始日の前日までに公開」という規定でしたので、ご意見を踏まえ、本文、但し書きともに改定後の売買手数料単価を適用する最初の実需給日の2週間前までに公開するよう、規程を修正いたします。 なお、実際の運用上は、取引規程の定めによらず、意見募集を実施するなど丁寧な進め方を心がけ、公開から適用開始日まで十分な期間を確保しながら進める予定です。
3	7	意見	売買手数料単価の上昇に伴い、需給調整市場の各商品の上限価格も引き上げることが望ましいと考えます。仮に上限価格の見直しが難しい場合には、売買手数料は応札価格の外数として扱うようにルール改正を検討すべきではないかと考えます。			ΔkW上限価格についてのご意見はすでに関係機関に連携しております。今後、上限価格については、関係機関にて議論されていくものと認識しております。
4	P3～、P7～	意見	需給調整市場は唯一の調整力取引市場であり、市場参加者には他市場（取引）の選択肢がありません。そのため、システム改修費用の増加や約定量不足を理由とした手数料見直しが行われることは、市場参加者の予見性を大きく損なうものです。また、費用徴収に関する今回の取引規程の改定について、審議会付議後の意見公募では、参加者の意見が反映しにくいものと考えます。 手数料等の見直しに当たっては、費用妥当性の検証、意思決定プロセスの透明化、事業者の経営実態（価格水準）への配慮をお願いします。	（1）手数料単価改定 ・費用の妥当性に関する外部検証の導入。 （2）取引規程の改定 ・今後の規程改定における資源エネルギー庁審議会での議論に先んじた市場参加者への意見照会の実施。 ・手数料期中改定時の市場参加者への事前の意見照会の実施。	今回の意見募集は、（1）「2026年度売買手数料単価見直し」による単価上昇、（2）期中の単価の変更に係る「取引規程の改定」の導入が主旨と認識しています。 需給調整市場ガイドラインでは、売買手数料のΔkW応札価格への織り込みが認められていますが、今回のような（1）単価の上昇や（2）期中改定規定の導入は事業者の収支計画に重大な影響を与えます。また、（2）期中改定の規程への導入が、実質的に審議会での了承が先行して進められている手順には懸念があります。 （1）主な要因がシステム関連費用の約33.5億円の増加（26.9億円から60.4億円）とされていますが、唯一の市場であるため、他市場との比較が困難であり、競争原理によるコスト抑制も十分には機能し難い状況です。 手数料算定の妥当性について、第三者によるレビューや市場参加者の意見を十分に踏まえた透明性の高いプロセスを導入願います。 （2）期中の改定規程については、2025年10月29日開催の「第108回 制度検討作業部会」において、既にその方向性が議論され、了承に近い形となっています。加えて、期中見直しを「運営者の判断」により実行することは、市場参加者の予見性を相当程度低下させるものです。市場参加者の意見を事前に確認・集約することを検討願います。	<売買手数料単価> 売買手数料単価については、取引規程第66条第2項において、「取引の状況、本市場の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本市場において、実需給日が属する年度ごとに定め、当該年度の取引開始の前日までに翌年度の売買手数料を公開する」と規定しておりますので、市場の状況やシステム改修費用の増加により、見直しが行われることについてはご理解いただきたいと存じます。なお、費用増の主要因となるシステム関連費用につきましては、電力需給調整力取引所の運営委員会にて市場取引参加者に確認しながら進めており、その議事録はHP上に公表しております。今後におきましても透明性を意識した運営を心がけてまいります。また、手数料単価を見直すにあたりましては、意見募集の実施や公開から適用開始日まで十分な期間を確保するなど、丁寧に手続きを進めてまいります。  <取引規程改定> 需給調整市場の運営費用を売買手数料により賄う収支相償の枠組みは、国の審議会での整理をもとに取引規程に定め、運用しております。売買手数料の期中改定については、収支相償の実現に向け、より安定的な運用のために必要な仕組みとして、国の審議会での議論結果を踏まえて、導入（取引規程の改定）するものです。今回の意見募集は、実際の運用等も含め広くご意見を伺い、ご意見があれば検討のうえ反映する趣旨です。 この売買手数料の期中改定を可能とする仕組みは、意見募集資料にも記載のとおり手数料単価を頻繁に変更する趣旨ではなく、手数料単価の安定化を目的とするものです。仮に実際、期中で手数料単価を見直す場合は、意見募集を実施するなど丁寧な進め方を心がけますので、ご理解いただけますと幸いです。

No	スライド 番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
5	P3～	意見	<p>手数料引き上げの理由として「約定量が直ちに大きく増加する見通しを立てていない」ことが挙げられていますが、この約定量不足の見通しは一連の「募集量削減」や「上限価格の据置」等の資源エネルギー庁やTSOの施策に起因するものと認識しています。この約定量不足の結果生じる収入不足を、参加事業者が支払う手数料単価増により補うの方策は、議論が尽くされていないと考えます。手数料単価の引上げだけではなく、市場運営の効率化や、事業者負担低減に向けた方策をあわせてご検討願います。</p>	<p>・需給調整市場運営費用抑制策の検討。 ・応札量（約定量）増加策の検討。 ・将来の応札量（約定量）増加を見通した複数年での手数料算定方式の検討。 ・売り手と買い手（TSO）の手数料負担比率（現行：1対1）の見直し（例えば、売り手1に対して買い手2とする）。</p>	<p>・手数料算定諸元のうち想定約定量は、運営側による「募集量削減」や「上限価格の据え置き※」等の暫定施策を前提として算出されています。 ※上限価格は本来6か月ごとに市場実勢を踏まえて見直されるルールでしたが、市場高騰を受けて見直しが停止されているとの認識です。また、この停止措置により新たな調整力の市場参入が抑制されているとも認識しています。 ・2026年度に向けては制度変更による増加要素がある一方で、これらの施策が継続実施される可能性を考慮し、約定量が大きく増加しないという見通しが立てられています。 実際、三次調整力②においては「募集量削減係数」の導入等により、需給調整市場からの調達抑制され、調整力調達費用総額が低減された実績が示されています。 ・募集量削減等は、調整力調達コストの最小化を目的とした資源エネルギー庁やTSOの施策として実施されていると認識しています。こうした施策上の判断の結果として生じる手数料収入の減少を、手数料単価を2025年度の「0.03円/ΔkW・30分」から「0.06円/ΔkW・30分」へと増加させることで補うことは、市場の予見性を損なうものです。 ・市場参加者は、需給調整市場への参入にあたり、システム改修や事務体制の整備等の多額の先行投資を行っています。市場参加者は他の市場へ参加する等選択肢がなく、手数料単価増を理由に撤退することは経営上困難です。提示された単価を「受け入れざるを得ない」立場にあることをご理解願います。 ・市場運営者は、こうした事業者の予見性を高める努力を尽くすとともに、運営費用の低減につとめていただきたい。そして、単なる手数料引き上げ案の提示に留まらず、上記の様な具体的な取組をあわせて公表願います。</p>	<p>売買手数料単価については、取引規程第66条第2項において、「取引の状況、本市場の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本市場において、実需給日が属する年度ごとに定め、当該年度の取引開始の前日までに翌年度の売買手数料を公開する」と規定しておりますので、市場の状況により、売買手数料下げあるいは上げの見直しが行われることについてはご理解いただきたいと存じます。 取引所としても、市場運営費用の低減、応札量（約定量）増加および手数料の在り方の検討につきまして、国をはじめとする関係機関とも連携しながら取り組んでまいります。</p>